

熊本県公報

号外 第 44 号の 2
平成 16 年 7 月 1 日 (木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… (自然保護課) 1

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
 - 1 公園事業となる施設の種類を追加することとした。(第2条関係)
 - 2 特別地域内への立入りに許可を要する知事が定める区域の指定に当たっては、土地所有者等と協議することとした。(第9条の2関係)
 - 3 特別地域内における許可又は届出を要しない行為を追加することとした。(第10条関係)
 - 4 特別地域内の利用調整地区における立入規制の例外行為を定めることとした。(第12条関係)
 - 5 良好な自然風景地を保全する目的で、県、市町村又は特定非営利法人等と土地所有者と締結する風景地保護協定の基準を創設することとした。(第26条関係)
 - 6 自然の風景地の保護に資する活動等を行う法人を、公園管理団体として指定する基準を創設することとした。(第29条関係)
 - 7 その他所要の整理を行うこととした。
 - 8 この規則は、公布の日から施行することとした。
 - 9 この規則による改正後の熊本県立自然公園条例施行規則(以下「新規則」という。)第9条の規定は、この規則の施行の日以後にされる熊本県立自然公園条例第14条第4項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行の日前にされた改正前の熊本県立自然公園条例第20条第4項の規定による許可の申請については、なお従前の例によることとした。
 - 10 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県立自然公園条例施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができることとした。
 - 11 この規則の施行の際現に交付されている旧規則に定める別記第11号様式による証明書は、その有効期間内においては、新規則の規定による証明書とみなすこととした。

規 則

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 39 号

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県立自然公園条例施行規則(昭和 47 年熊本県規則第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (12) 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。以下同じ。)

第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 6 条の 3 中「第 16 条第 3 項」を「第 10 条第 3 項」に改める。

第 8 条中「第 16 条第 2 項」を「第 10 条第 2 項」に、「第 16 条第 3 項」を「第 10 条第 3 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 20 条第 4 項」を「第 14 条第 4 項」に改め、同条第 2 項中「第 20 条第 5 項」を「第 14 条第 5 項」に改め、同条第 3 項中「第 20 条第 6 項」を「第 14 条第 6

項」に改め、同条第4項中「第20条第7項」を「第14条第7項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(土地所有者等との協議)

第9条の2 条例第14条第4項第13号の規定による区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

第10条中「第20条第8項第2号」を「第14条第8項第3号」に改める。

第10条第6号中「第20条第4項」を「第14条第4項」に改め、同条第42号の次に次の10号を加える。

(42)の2 1.5メートル以下の高さで、かつ、10平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

(42)の3 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

(42)の4 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。

(42)の5 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

(42)の6 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

(42)の7 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

(42)の8 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

(42)の9 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

(42)の10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

(42)の11 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

第10条第43号中「第20条第4項第8号」を「第14条第4項第10号」に改め、同号の次に次の4号を加える。

(43)の2 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(43)の3 県立公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(43)の4 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

(43)の5 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

第10条中第45号の13を第45号の29とし、第45号の2から第45号の12までを16号ずつ繰り下げ、第45号の次に次の16号を加える。

(45)の2 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。

(45)の3 森林の保護管理のために立ち入ること。

(45)の4 林道の整備に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

(45)の5 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

(45)の6 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。

(45)の7 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

(45)の8 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。

(45)の9 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

(45)の10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

(45)の11 文化財保護法第69条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

(45)の12 測量法第3条の規定による測量のために立ち入ること。

(45)の13 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がそ